

## 議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和8年2月16日(月) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	河島紀美恵君	2番	佐藤周君
3番	長沢正君	4番	大川勝弘君
5番	四宮和彦君	6番	虫明弘雄君

○出席議員 8名

議長	中島弘道君	副議長	青木敬博君
議員	竹本力哉君	議員	大竹圭君
〃	村上祥平君	〃	鈴木絢子君
〃	井戸清司君	〃	宮崎雅薫君

○オブザーバー 1名

議員 片桐基至君

○出席議会事務局職員 5名

局長	富岡勝	局長補佐	里見和彦
係長	野田昌伸	主査	高橋綾
主査	山田拓己		

○会議に付した事件

### 1 市議会3月定例会の運営について

- (1) 議案の付託、即決について
- (2) 人事案の取扱いについて
- (3) 請願、陳情の取扱いについて
- (4) 予算大綱質疑について
- (5) 一般質問について
- (6) 所管事務調査の議決について
- (7) 会期及び日程について
- (8) その他

### 2 その他

- (1) 令和7年度議会費3月補正予算について
- (2) 令和8年度議会費当初予算について

(3) その他

---

○会議の経過概要

○委員長（大川勝弘君）開会する。

---

○委員長（大川勝弘君）日程第1、市議会3月定例会の運営についてを議題とする。

本議題については、まず(1) 議案の付託、即決についてから(6) 所管事務調査の議決についてまでを協議、決定し、それを基に(7) 会期及び日程についてを協議、決定していきたいと思う。

(1)から(6)まで、事務局長から説明する。

○事務局長（富岡 勝君）順次、説明をさせていただく。

まず、(1) 議案の付託、即決についてである。資料の1ページから7ページまでを参照願う。提出議案については、専決1件、条例14件、補正予算9件、新年度予算10件、人事案2件、以上36件である。

それぞれについて概略を説明する。最初に、専決の報告1件について申し上げる。

市認第28号 令和7年度伊東市一般会計補正予算（第8号）専決処分の報告承認については、令和8年1月23日に衆議院が解散されたことに伴い、令和8年2月8日に実施されることとなった、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費に係る補正予算について、令和8年1月23日付けで専決処分を行ったため報告承認を求めるもので、補正予算の規模は3,800万円の追加で、補正後の予算規模を339億6,444万7,000円としたものである。補正予算の内容は、衆議院議員選挙等の執行に係る人件費と事務経費の追加で、国庫委託金10分の10を受け入れて実施するものである。専決処分の報告承認1件については、即決で願います。

次に、条例14件について申し上げる。まず、市議第41号 伊東市幼児施設連絡調整協議会設置条例の一部を改正する条例は、子ども・子育て支援法における認定こども園制度の創設等、教育・保育施設の形態の多様化に対応するための改正で、条例名称を「伊東市幼児施設」から「伊東市教育・保育施設」に改めるほか、用語の整理や、所掌事項に施設の運営に関することを加えるとともに、新たに委任事項として規則の制定を規定するもので、令和8年4月1日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次の、市議第42号 伊東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員法第28条第4項に基づく失職の例外規定を設けるための改正で、令和8年4月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次の、市議第43号 伊東市一般職の職員の給与に関する条例及び伊東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例は、令和7年人事院勧告において、民間の支給割合との均衡を図るため、一般職の給与等に関して勧告されたことに伴う改正である。

令和7年12月期の期末手当を、定年前再任用短時間勤務職員以外は1.25月から1.275月に、定年前再任用短時間勤務職員は0.70月から0.725月に引き上げ、令和8年度以降は、定年前再任用短時間勤務職員以外は6月期、12月期ともに1.2625月に、定年前再任用短時間勤務職員は0.7125月に改正し、令和7年12月期の勤勉手当を、定年前再任用短時間勤務職員以外は1.05月から1.075月に、定年前再任用短時間勤務職員は0.5月から0.525月に引き上げ、令和8年度以降は、定年前再任用短時間勤務職員以外は6月期、12月期ともに1.0625月に、定年前再任用短時間勤務職員は0.5125月に改正し、給料表については、中高年層に重点を置きつつ、一般職で平均3.34%、技能労務職で平均3.66%引き上げるとともに、地域手当の支給率2%を4%に引き上げるなど、所要の改正を行うもので、公布の日から施行し、うち給料表と、令和7年度中の期末手当、勤勉手当に係る改正規定は、令和7年4月1日からの適用となるが、地域手当及び令和8年度以降の期末手当、勤勉手当に係る改正規定については、令和8年4月1日からの施行となる。

また、一般職給料表を準用している会計年度任用職員に係る給料、報酬の改正についても、公布の日から施行し、令和7年4月1日からの適用となる。なお、年度内に差額の支給を行いたいとのことであるため、3月定例会における各会計補正予算と同様に、議案審議の日に即決の扱いでお願いします。

次の、市議第44号 伊東市手数料徴収条例等の一部を改正する条例は、市税や保険料をはじめ、各種使用料、手数料の徴収事務の効率化と収納率の向上を図るため、法令等に基づく督促状の発送に係る督促手数料の徴収を廃止するため、関係条例を一括で改正するもので、令和8年4月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いします。

次の、市議第45号 伊東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたこと等に伴う改正で、インターネットを利用して施設の重要事項を公衆の閲覧に供することを義務づけることをはじめ、引用条項を整理するほか、所要の改正を行うもので、公布の日からの施行となるが、改正条例附則第2項の規定は、令和8年4月1日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いします。

次の、市議第46号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたこと等に伴う改正で、連携施設の設置義務について、新たに緩和要件を設けることをはじめ、引用条項を整理するほか、所要の改正を行うもので、公布の日からの施行となるが、改正条例附則第2項の規定は、令和8年4月1日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次の、市議第47号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項の整理等を行うもので、公布の日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次の、市議第48号 伊東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、子ども・子育て支援法の改正により、乳児等のための支援給付制度が創設され、特定乳児等通園支援事業を行う者は、市が条例で定める基準に従い、特定乳児等通園支援事業を提供しなければならないこととされたことに伴い、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を踏まえ、利用定員や事業運営に関する基準等について、新たに条例を制定するもので、令和8年4月1日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次の、市議第49号 伊東市介護保険条例の一部を改正する条例は、令和7年度税制改正における所得税の基礎控除の見直しを踏まえ、令和8年度介護保険料の算定における所得の算定方法等の特例を設けるなど、所要の改正を行うもので、令和8年4月1日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次の、市議第50号 伊東市災害弔慰金の支給等に関する条例及び伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するための合議制機関の設置が市町村の努力義務とされたこと、及び、近年の自然災害の激甚化を踏まえ、今後の災害発生時において、被害と災害の因果関係についてより迅速かつ専門的な見地から調査審議する必要があることから、伊東市災害弔慰金の支給等に関する条例において、災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関する規定を設けるとともに、併せて伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例において、同委員会委員の報酬に関する規定を加えるため、それぞれ所要の改正を行うもので、令和8年4月1日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次の、市議第51号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支

援納付金課税額が追加されたこと、また、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、賦課限度額の一部が改正されたことなどに対応するため、所要の改正を行うもので、令和8年4月1日からの施行となる。ただし、改正後の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。常任総務委員会への付託をお願いする。

次の、市議第52号 伊東市水洗便所改造等資金助成条例及び伊東市育英奨学金条例の一部を改正する条例は、各条例における延滞金に関する規定について整理するため、所要の改正を行うものである。改正内容は、各条例で定める貸付金について、その償還金に滞納が生じた際、それぞれ延滞金の徴収に関する規定を設けているが、各貸付金は、公債権ではなく、私法上の債権に分類されるため、延滞金の対象とはならないことから、各条例中の延滞金の規定を削除するなど、所要の改正を行うもので、公布の日からの施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次の、市議第53号 伊東市水道事業給水条例の一部を改正する条例は、伊東市手数料徴収条例等の一部を改正する条例と同様に、督促手数料の徴収を廃止するとともに、水道料金については私法上の債権に分類されるため、これまで延滞金としていたものを遅延損害金に改めるよう所要の改正を行うもので、令和8年4月1日からの施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次の、市議第54号 伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う改正である。改正内容は、非常勤消防団員等の公務災害等に係る補償基礎額を改めるとともに、用語の整理等所要の改正を行うもので、令和8年4月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

続いて、補正予算9件について申し上げる。まず、市議第55号 令和7年度伊東市一般会計補正予算（第9号）については、補正予算の規模は、3億9,140万5,000円の追加で、補正後の額を、343億5,585万2,000円とするものである。主な補正内容は、歳出全般の人件費等において、令和7年人事院勧告を反映して、正規職員及び会計年度任用職員に係る経費を整理することをはじめ、総務費では、好評により不足が見込まれる姉妹都市60周年事業における宿泊助成委託料の増額をはじめ、普通交付税の再算定により、臨時財政対策債償還費分が算定されたことに伴う減債基金積立金の増額や、物価高騰対策第2弾としてのプレミアム付商品券事業と、令和8年度にかけての切れ目のない経済対策として生活環境向上対策事業を追加計上するもので、民生費では、自立支援給付費等の不足が見込まれる障害者自立支援事業の増額をはじめ、市内認知症対応型グループホームが実施する非常用自家発電設備

設置工事に対する補助金や、国基準単価改定等に伴う私立保育園関係経費の増額のほか、事業見直しに伴う認定こども園関係経費と、対象者数が見込みを下回ったことにより児童手当及び児童扶養手当を減額するとともに、受診者数が見込みを上回ったことに伴う子育て支援医療費助成費を増額するものである。

観光商工費では、ふれあいセンター空調設備改修工事費と、市内経済対策の1つとして、宿泊促進事業に係る経費をそれぞれ追加するもので、土木費では、一般市道整備事業において、事業の進捗調整等に伴い、費目の組み換え等、事業費を整理するほか、国交付金の減額内示に伴い、道路長寿命化事業を減額するものである。消防費では、令和7年人事院勧告を反映し、職員給等が増額となることに伴う駿東伊豆消防組合負担金の増額や、国の補正予算成立により新たな交付金制度が創設されたことに伴い、令和8年度に購入予定であった防災資機材の一部を前倒しで購入することとした、防災資機材整備事業を増額するものであり、教育費では、国の補正予算成立に伴い、小学校校舎照明設備LED化工事費等を増額するとともに、事業見直しに伴い、新図書館建設事業を整理するものである。

歳入においては、普通交付税の再算定がされた地方交付税をはじめ、国の補正予算成立に伴う物価高騰等対策に係る交付金を増額するほか、補正する事業に見合った国県支出金や市債等の増減を整理するとともに、見込みを下回るふるさと伊東応援寄附金の減額などを行うものである。また、繰越明許費として22事業、11億4,055万5,000円の計上を行っているほか、介護老人保健施設みはらしをはじめ、指定管理施設における光熱水費等物価高騰分に対する補助金について、事業費ごとに計上を行っている。

なお、本会議における質疑については、6つに区分し、1つ目として歳出第1款議会費及び第2款総務費、2つ目として第3款民生費及び第4款衛生費、3つ目として第6款農林水産業費、第7款観光商工費及び第8款土木費、4つ目として第9款消防費、第10款教育費及び第14款予備費、5つ目として歳入全般、6つ目として継続費の補正、債務負担行為の補正、地方債の補正及び繰越明許費、以上6つに区分して質疑を行わせていただきたい。

次に、市議第56号 令和7年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第2号）については、補正予算の規模は、41億9,621万3,000円の追加で、補正後の予算規模を398億7,808万5,000円とするものである。補正内容は、歳入において、車券売上げが好調に推移し、現計予算をさらに上回る見込みであることからの増額と、宿舍増築工事の進捗状況により、基金繰入金を減額するほか、歳出においては、令和7年人事院勧告を反映して、正規職員及び会計年度任用職員に係る経費の整理と、勝者投票払戻金をはじめとした売上連動経費や施設改善基金への積立金のほか、一般会計への繰出金等を増額計上するものである。

次に、市議第57号 令和7年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につ

いては、補正予算の規模は、147万1,000円の追加で、補正後の予算規模を、82億2,251万1,000円とするものである。補正内容は、歳出において、会計年度任用職員に係る経費を整理するほか、歳入においては、歳出における経費の整理及び県補助金の確定による減額に伴い、一般会計繰入金及び基金繰入金を整理するものである。

次に、市議第58号 令和7年度伊東市霊園事業特別会計補正予算（第1号）については、補正予算の規模は、10万6,000円の減額で、補正後の予算規模を、3,569万4,000円とするものである。補正内容は、歳入においては、新規墓所及び合葬墓販売に係る墓所使用料の増額や、排水施設改修工事費の確定に伴う基金繰入金の減額、前年度決算確定に伴う繰入金の増額の計上で、歳出においては、令和7年人事院勧告を反映した職員人件費の整理をはじめ、排水施設改修工事費の確定に伴う減額のほか、使用料収入の増額に伴う基金積立金の増額と、調整としての予備費の増額である。

次に、市議第59号 令和7年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、補正予算の規模は、188万7,000円の追加で、補正後の予算規模を、97億8,234万1,000円とするものである。補正内容は、歳出においては、各事業費における人件費等について、令和7年人事院勧告を反映して、正規職員及び会計年度任用職員に係る経費を整理するもので、歳入においては、歳出の整理に伴い、国庫支出金をはじめ、支払基金交付金、県支出金のほか、一般会計繰入金、基金繰入金等を整理するものである。

次に、市議第60号 令和7年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、補正予算の規模は、1,111万5,000円の追加で、補正後の予算規模を、28億9,413万8,000円とするものである。補正内容は、歳出において、令和7年人事院勧告を反映して、正規職員及び会計年度任用職員に係る経費を整理するほか、概算請求額の確定等に伴い、広域連合に対する保険料負担金や保険基盤安定負担金を整理するもので、歳入では、歳出の補正に伴い、医療保険料や一般会計からの繰入金の整理が主なものである。

次に、市議第61号 令和7年度伊東市病院事業会計補正予算（第1号）については、本補正は、収益的収支において支出の増額を行うもので、収益的支出を191万1,000円増額し、補正後の額を4億4,358万6,000円にするものである。補正の内容は、収益的支出の医業費用について、令和7年人事院勧告を反映し、給与費を増額するものである。

次に、市議第62号 令和7年度伊東市下水道事業会計補正予算（第1号）については、本補正は、収益的収支、資本的収支とも、それぞれ収入及び支出の減額を行うもので、収益的収入は、1,250万円減額し、補正後の額を16億2,661万2,000円に、収益的支出は、701万円減額し、補正後の額を15億9,823万円に、資本的収入は、1億1,826万1,000円減額し、補正後の額を9億5,520万8,000円に、資本的支出は、1

億 1, 850 万 4, 000 円減額し、補正後の額を 13 億 1, 912 万 6, 000 円に、それぞれするもので、また、設定済みの債務負担行為の変更と、企業債の減額についても併せて補正するものである。補正の内容は、収益的収支については、国庫補助事業不採択と、令和 6 年度事業費確定に伴い、営業外収益及び営業費用の減額と、営業外費用において不足が見込まれる消費税及び地方消費税を増額するもので、資本的収支については、国庫補助事業不採択などにより企業債、国庫補助金及び工事請負費を減額するものである。なお、予算第 5 条に定めた玖須美中継ポンプ場受変電設備改築工事の債務負担行為に関しては、削除する補正を、予算第 6 条に定めた下水道建設事業費に係る起債に関し、事業費の補正に合わせて限度額を減額する補正を、併せて行うとしている。

次に、市議第 63 号 令和 7 年度伊東市水道事業会計補正予算（第 2 号）については、本補正は、収益的収支及び資本的収支において、支出の増額を行うもので、収益的支出は、3, 745 万 4, 000 円増額し、補正後の額を 16 億 534 万 7, 000 円に、資本的支出は、118 万 2, 000 円増額し、補正後の額を 12 億 9, 005 万 4, 000 円に、それぞれするもので、また、新たに債務負担行為の追加についても、併せて補正するものである。

以上、市議第 55 号から市議第 63 号までの補正予算 9 件については、これまでの例に倣い、委員会付託を省略し、即決とさせていただく。具体的には、この後の会期及び日程についてにおいて説明するが、2 月 25 日（水）は説明のみとし、3 月 11 日（水）に予定される議案審議の日に質疑から入り、決定をお願いしたい。

次に、新年度予算 10 件については、これまでの例により、予算大綱質疑終結後、一般会計は予算・決算特別委員会に、特別会計及び企業会計については所管の常任委員会に、それぞれ付託をお願いする。

続いて、(2) 人事案の取扱いについてである。資料 8 ページを参照願う。まず、市選第 5 号固定資産評価員選任の同意については、固定資産評価員中村一人氏の後任者の選任の同意を求めるものである。固定資産評価員については、副市長の就任が慣例となっており、議案審議の日に、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、決定をお願いしたい。

次に、市諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、令和 8 年 6 月 30 日に任期満了となる人権擁護委員上原直枝氏の後任者の推薦について、意見を求めるものである。本案については、最終日の本会議において、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、決定いただくこととしたい。

以上が議案及び人事案の取扱いとなるが、今後、準備が整い次第、教育長任命の同意について及び伊東温泉競輪選手宿舍増築工事契約の締結についてを追加提出したいとのことである。また、このたびの大雪による断水等への対応のため、水道事業会計については、補正予算案が

追加提出される予定である。一般会計については、現状では、予算規模が不確定であるため、提出については不明とのことである。提出されたら、改めて議会運営委員会を開催することなく、議案審議の日の日程に組ませていただき、人事案については、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、決定いただくこととし、単行議案については、これまでの例に倣い、委員会付託を省略し、即決の扱いとさせていただきたい。

続いて、(3) 請願、陳情の取扱いについてである。さきの臨時会以降、これまでに受理した陳情等は2件である。1件目は、1月17日に郵送受理した、被災72年2026年3・1ビキニデー静岡県実行委員会代表〇〇〇〇氏ほか4名からの「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める陳情」で、1月19日に参考配付させていただいた。2件目は、2月12日に第三者使送により受理した、ハラスメントから職員を守る静岡県民の会代表寺尾康司氏からの「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」で、2月13日に参考配付させていただいた。なお、議会運営委員会以後に提出された請願、陳情の取扱いに関しては、議長において、議会運営委員長及び所管常任委員長と協議の上、決定いただくこととなるので、申し添える。

次に、(4) 予算大綱質疑についてである。申合せにより、新年度予算説明及び予算に係る議案に対する質疑として、会派及び会派に所属していない議員により予算大綱質疑を実施する。持ち時間は、議員1人当たり答弁込みで20分とし、これまでの例により、会派に所属していない議員それぞれに5分を上乗せして、通告に基づきお願いしたい。通告期限は、申合せにより、市長施政方針の日から3開庁日後の正午までとされているので、2月26日（木）の正午までとなる。大綱質疑の順序については、大会派から順に、まず、5人会派の伊東未来、次に4人会派の正風クラブ、次に3人会派であるが、ローテーションに基づき、政和会、自由民主伊東、公明党の順とし、最後に会派に所属していない議員の順となる。

したがって、予算大綱質疑の順序を改めて申し上げますと、1番目伊東未来100分、2番目正風クラブ80分、3番目政和会60分、4番目自由民主伊東60分、5番目公明党60分、6番目及び7番目は会派に所属していない議員、1人25分となる。会派に所属していない議員の順序については、通告順となる。なお、午前中の大綱質疑が早く終了したとしても、その日の午後に予定されている最初の質疑者の開始時間は変えないようにして行うので、あらかじめ了承のほどお願いする。また、大綱質疑をされる議員においては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと思うが、質疑の趣旨を的確にお伝えし、的確な答弁が得られるよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本として、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくよう、お願い申し上げます。

次に、(5) 一般質問についてである。申合せにより、答弁込みの持ち時間50分以内として、

予算大綱質疑の後に一般質問を行う。一般質問の順序について申し上げる。改選後、初めての一般質問であるので、先例に倣い、大会派から順次、大、中、小、大、小、中、小の順を基本として、以下、これを繰り返すこととしたい。この質問順序に今回の会派構成を当てはめると、5人の大会派が1つ、4人の中会派が1つ、3人の小会派が3つの構成となっているので、そのまま、大、中、小、大、小、中、小の順となり、以下これを繰り返し、最後に会派に所属していない議員となる。3人会派における順序については、これまでの例により会派結成の届出順とし、公明党、政和会、自由民主 伊東の順で、次回以降は、最初の会派を最後にし、その他の会派をそれぞれ繰り返すローテーションを組ませていただく。

したがって、1番目伊東未来、2番目正風クラブ、3番目公明党、4番目伊東未来の2人目、5番目政和会、6番目正風クラブの2人目、7番目自由民主 伊東の順となり、これを繰り返し、最後に、会派に所属していない議員となる。なお、会派に所属していない議員の順序については、通告順とする。

一般質問の通告期限については、告示日から大綱質疑通告期限の前開庁日の正午までとなるので、25日（水）までとなるところであるが、市長の予定との兼ね合いから、25日（水）を議案説明の2日目として本会議を開催したいため、一般質問の通告期限を24日（火）の正午までとしていただきたい。なお、定例会の具体的な日程については、この後の(7) 会期及び日程についてにおいて協議いただくこととなるが、昨年、令和7年2月17日に開催の本委員会において決定いただいたとおり、新年度予算の説明後、大綱質疑の通告までの期間を確保するため、開会初日の20日（金）に市長の施政方針に続き、新年度予算案の説明を行うこととしたい。

また、一般質問の通告期限については、24日（火）の正午までとなるが、通告期限にかかわらず、極力早めの通告に協力いただくようお願い申し上げます。あわせて、一般質問をされる議員においては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと思うが、質問の趣旨を的確にお伝えし、的確な答弁が得られるよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本として、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくとともに、新年度予算に係る内容及び他の提出議案に直接触れないようお願いする。

次に、(6) 所管事務調査の議決についてである。各常任委員会及び議会運営委員会所管事務に係る令和8年度議会閉会中における継続調査の議決をお願いする。会期中における各常任委員会及び議会運営委員会の開催に際し、決定をお願いしたい。

以上で、(1) 議案の付託、即決についてから、(6) 所管事務調査の議決についてまでの説明を終わる。

○委員長（大川勝弘君）まず、(1) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。  
議案の付託、即決については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。  
人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 請願、陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。  
請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 予算大綱質疑について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。  
それでは、予算大綱質疑を行うかどうか、各会派に伺う。

○1番（河島紀美恵君）行う。

○2番（佐藤 周君）行う。

○3番（長沢 正君）行う。

○5番（四宮和彦君）行う。

○6番（虫明弘雄君）行う。

- 委員長（大川勝弘君）なお、あらかじめ議長において、内々、会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、2人が実施されるとのことであるので、実施者数については、最大5会派及び会派に所属していない議員2人ということで調整し、決定させていただきたい。  
これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明する。

○事務局長（富岡 勝君）ただいまの実施人数を踏まえ、予算大綱質疑の順序について申し上げます。1日目の1番目伊東未来、2番目正風クラブ、3番目政和会。2日目の1番目自由民主伊東、2番目公明党、3番目会派に所属していない議員の1人目、4番目会派に所属していない議員の2人目となる。

○委員長（大川勝弘君）予算大綱質疑については、予算審議に係る大綱の質疑とし、会派及び会派に所属していない議員により関連質疑なしで実施する。また、発言の順序についても説明のとおりでお願いする。以上のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、2月26日（木）の正午までとしているので留意願う。

次に、(5) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

それでは恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

○1番（河島紀美恵君）3人。

○2番（佐藤 周君）2人。

○3番（長沢 正君）2人。

○5番（四宮和彦君）2人。

○6番（虫明弘雄君）1人。

○委員長（大川勝弘君）なお、あらかじめ議長において、内々、会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、2人が実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については最大12人ということで調整し、決定させていただく。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明する。

○事務局長（富岡 勝君）ただいまの実施人数を踏まえ、一般質問の順序について申し上げます。

1日目の1番目伊東未来、2番目正風クラブ、3番目公明党、4番目伊東未来2人目、5番目政和会。2日目の1番目正風クラブ2人目、2番目自由民主伊東、3番目伊東未来3人目、4番目公明党2人目、5番目政和会2人目。3日目の1番目会派に所属していない議員1人目、2番目会派に所属していない議員2人目となる。

○委員長（大川勝弘君）一般質問については、1人50分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおりでお願いする。以上のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、2月24日（火）の正午までとしているので留意願う。また、予算大綱質疑の通告と重ならぬよう通告期限にかかわらず、できる限り早めに提出いただくよう協力をお願いする。

次に、(6) 所管事務調査の議決について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

所管事務調査の議決については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(7) 会期及び日程について及び(8) その他について、事務局長から説明する。

○事務局長（富岡 勝君）まず、(7) 会期及び日程についてである。資料9ページ及び10ページを参照願う。会期は、2月20日（金）から3月24日（火）までの33日間の提案である。先ほどの大綱質疑及び一般質問の実施人数を踏まえ、順を追って説明する。2月20日（金）は、開会、議事に入り、会期の決定の後、専決処分の報告承認1件を即決でお願いし、市長施政方針説明に引き続き、新年度予算10件の説明となる。21日（土）から23日（月）までは休会、24日（火）は、先ほどの説明のとおり一般質問通告期限、25日（水）は、条例14件及び補正予算9件の説明をお願いし、26日（木）は予算大綱質疑の通告期限となる。27日（金）は本会議なし、28日（土）、3月1日（日）は休会、2日（月）は本会議なし、3日（火）、4日（水）で予算大綱質疑をお願いし、5日（木）は一般質問の1日目、6日（金）は一般質問の2日目で、7日（土）及び8日（日）は休会、9日（月）は本会議なし、10日（火）は一般質問の3日目となる。11日（水）は議案審議に入り、条例13件の所管常任委員会への付託並びに条例1件、補正9件及び人事案1件の即決をお願いし、本会議終了後、議場にて予算・決算特別委員会を開催し、一般会計予算を所管分科会に分割送付する。12日（木）は福祉文教委員会及び分科会、13日（金）は観光建設委員会及び分科会を、それぞれ午前10時から第2委員会室にて続けて開催をお願いする。14日（土）及び15日（日）は休会、16日（月）は常任総務委員会及び分科会を午前10時から第2委員会室にて続けてお願いする。17日（火）は本会議なし、18日（水）は議場にて予算・決算特別委員会となる。19日（木）は本会議なし、20日（金）から22日（日）までは休会、23日（月）に

議会運営委員会をお願いし、24日(火)を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及び決定、人事案の決定などをお願いする。

次に、(8) その他であるが、事務局からは特になし。以上である。

○委員長(大川勝弘君) まず、(7) 会期及び日程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大川勝弘君) 質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大川勝弘君) 異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(8) その他について、事務局からはないとのことであるが、3月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大川勝弘君) 質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第1、市議会3月定例会の運営についてを終了する。

---

○委員長(大川勝弘君) 日程第2、その他を議題とする。

(1) 令和7年度議会費3月補正予算についてから(3) その他まで、事務局長から説明する。

○事務局長(富岡 勝君) 2 その他について申し上げます。まず、(1) 令和7年度議会費3月補正予算についてである。資料の11ページを参照願う。3月定例会をお願いする議会費補正は、143万8,000円を追加して、補正後の額を2億1,643万9,000円とするもので、補正内容は、令和7年人事院勧告を反映して、事務局職員に係る経費を整理するほか、不足が見込まれる時間外勤務手当の増額を行うものである。

次に、(2) 令和8年度議会費当初予算についてである。資料の12ページ及び13ページの議会費予算事項別明細書を参照願う。本資料は、事務局職員の人件費と議会関係費の2つの事業を総括したものである。令和8年度における議会費の総額は、2億2,539万5,000円で、前年度当初予算に対し1,178万4,000円、率にして5.5%の増となっている。

それでは、節別に説明する。第1節報酬8,994万円は、定数の20人分の議員報酬である。2節給料2,647万9,000円は、事務局職員6人の給料で、3節職員手当等5,158万8,000円は、議員期末手当のほか、事務局職員の各種手当である。4節共済費3,239万1,000円は、議員共済給付負担金と事務局職員の共済組合負担金で、平成23年6月1日をもって廃止された議員年金は経過措置として、給付に要する費用の財源は毎年度、各地方公共団体が公費で負担することになっている。5節災害補償費2,000円は科目設定

で、7節報償費9万円については、議員研修会や視察先等における講師への謝礼を計上した。8節旅費515万1,000円のうち、費用弁償439万2,000円は議員1人当たりの行政視察旅費12万円、調査活動旅費8万円のほか、各種議長会等への出席に要する旅費で、普通旅費68万6,000円は各種議長会や議員行政視察の随行等に要する事務局職員の旅費で、研修旅費7万3,000円は事務局職員を対象とした各種議長会主催の研修会等への出席に要する旅費の計上である。9節交際費90万円は、諸行事において贈呈する議長賞の記念品購入代、各種団体の総会等の出席に伴う負担金や協賛金、また、慶弔費など、議会が対外的な活動を行うために必要な経費である。10節需用費373万3,000円は新聞購読料、法規追録代、タブレット端末の導入に伴うケース及びフィルムの附属品代や事務用品代等の消耗品費、議会車の燃料費、市議会だより等の印刷製本費である。11節役務費32万円は、電話料やインターネット接続料の通信運搬費、声の市議会だよりの製作及びタブレット端末用文書共有システムの初期設定に係る手数料で、12節委託料306万4,000円は、会議録作成のための録音反訳、会議録検索システムデータ作成業務に係る委託料である。13節使用料及び賃借料341万6,000円については、会議録検索システムやタブレット端末用文書共有システムの使用料、グランシップにて開催予定の議員研修会への出席に要する自動車借上料のほか、議員控室ネットワーク機器及び事務局に設置の議会用パソコンのリースに要する機械器具借上料が主なものである。17節備品購入費722万2,000円は、登録から16年を経過した議会車の更新に要する庁用自動車購入費及び議会図書室用図書の購入費で、18節負担金補助及び交付金109万9,000円は、各種議長会等負担金のほか、議員団体定期保険料が主なものである。以上が議会費の新年度予算の概要である。

最後の(3) その他であるが、事務局からは特になし。以上である。

- 委員長（大川勝弘君）まず、(1) 令和7年度議会費3月補正予算について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。令和7年度議会費3月補正予算についてを終了する。

次に、(2) 令和8年度議会費当初予算について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。令和8年度議会費当初予算についてを終了する。

次に、(3) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で日程第2、その他を終了する。

---

○委員長（大川勝弘君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

---

○閉会日時 令和8年2月16日（月）午前10時54分（会議時間54分）

---

以上の記録を認める。

令和8年2月16日

委員長 大川勝弘